郵送による特例転出届出をされる方へ

【郵送による転出届の内容】

　有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、転出届出の特例を受けることができます。

【郵送による特例転出届の方法】

　下記の①～③の書類を白鷹町役場にお送りください。

　※返信用封筒は不要ですが、特例が受けられない事象が発生した場合は、　別途返信用封筒の送付をお願いする場合があります。

**①特例転出届出書（郵送用）**

　　特例転出届出書（郵送用）PDF様式

　　※日中の連絡先を忘れずに記入してください。

**②本人確認書類の写し**

※マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等、現住所が記載されたもののコピーを同封してください。

**③白鷹町の国民健康保険証、介護保険証、印鑑登録証等**

　　※上記をお持ちの方のみ、返納してください。

【特例転出届ができる期間について】

　特例転出ができる期間は、転出した日から１４日以内と定められており、

　１４日以上経過しますと、転出（転入）の特例が受けられなくなります。

**●送付先**

　〒９９２－０８９２

　山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲８３３番地

　白鷹町役場町民課戸籍年金係